



## 申2号「みどりの窓口営業時間及び業務委託駅の営業体制の変更について」に関する申し入れ③

### 【大津港駅関係】

#### 1. 営業体制を変更する目的を明らかにすること。

- ・エルダー社員の雇用確保で駅の業務委託を進めた。今後、エルダー社員の退職が増えていく。可能な箇所については効率的な運営を検討していく。

#### 2. 営業体制の変更による駅係員常駐時間の変更点について明らかにすること。

- ・お客様対応時間は 8:00～17:30 である。
- ・勤務時間は 7:45～17:45 である。

#### 3. 介助が必要なお客さまが、安全に安心して利用できる環境を整えること。

- ・定期的に利用される目の不自由なお客さまに対応できる勤務時間を設定した。
- ・駅係員が出勤できない場合、乗務員が必要と考えれば、場合によっては介助が必要と考える。現状も一人勤務の駅で駅社員に何かあれば、介助できない。JESS対応もひとつの方法だが、当該列車の車掌対応もひとつの方法だ。状況によっては列車無線で連絡して乗務員が介助することもありうる。
- ・お客さまの安全が第一である。イレギュラー場面も想定した連携を考えて、JR東日本とJESSでしっかり連携していく。
- ・現在も車掌に、目の前に目の不自由なお客さまがいれば、声をかけ、介助をしている。駅で対応できない状況であれば、かけつけて介助することも可能だ。運輸職場との連携を含めて対応していく。

### **駅でお客さま介助ができない場合、車掌が介助できることを確認！**

- ・近隣に市民病院があり、車いす利用のお客さまがいるという大津港駅の特状に踏まえて、市民病院への周知をすべきとの組合側の主張だが、営業体制の変更について、近隣の市民病院への周知をする考えはない。

### **駅の特状に踏まえた丁寧な周知方法をすべきだ！**

#### 4. ダイヤ混乱時の着発番線変更等の対応を明らかにすること。

- ・これまで通り、管理駅からの放送を行うこととなる。
- ・中線退避する上り定期列車の案内は、管理駅の勤務体制もありタイムリーにできることではない。看板設置と掲示は引き続き行っていく。